

# リフトタクシーのご利用について

R8.3時点

輪之内町では、一般のタクシーを利用することが困難な町内居住の車椅子使用者及び重度の要介護者等を対象に、リフトタクシーで医療機関を受診する際の交通費を一部助成します。

ただし、助成は輪之内町と協定を結んでいる事業者を利用された場合のみになります。

次の要件に該当される方は、乗車後1ヶ月以内を目途に役場 福祉介護課の窓口まで申請してください。(申請書は、実際に利用した際に事業者から交付されます。)

## 【助成対象者】

- 輪之内町に住所を有し、現に生活をしている者
- 疾病等によりやむを得ず車椅子又は寝台（ストレッチャー）でリフトタクシーを利用する者

## 【助成の協定を結んでいる事業者】（R8.3現在）

- スイトラベル株式会社 スイトタクシー介護サービス (TEL 0584-78-9880)
- 大垣タクシー株式会社 福祉・介護サービス事務所 (TEL 0584-78-6586)
- ナーシングケアタクシー ミライエ (TEL 058-216-6612)

## 【助成額】

- 乗車1回につき上限5,000円、5,000円未満の場合は当該実費額  
※利用者負担金500円は、利用料金にかかわらず必ず負担

申請・お問い合わせ先

〒503-0292

輪之内町四郷2530番地の1

輪之内町役場 福祉介護課

Tel 0584-69-3128(直通)